

医療紛争の未然防止等に関わる留意事項

医療紛争になれば、病院側・患者側ともに裁判に係る書類の作成、弁護士との打ち合わせ、出廷等により膨大な時間を費やすことになり、また、心理的負担も多くなる。従って紛争を出来るだけ未然に防止することが重要になる。日常より医療において心がけることが重要である。

1. 患者・家族等には、常に親切、誠意を持った態度で対応を行う。患者・家族等の病院に対する不信感や、不満足感は重大な医療事故に至った際に訴訟となる場合が多い
2. 医療紛争は、医療行為の違法性（過失が存在するか）とともに、患者・家族に対する説明義務違反も争点となることが多い。自己決定権は患者に専属するものであることを念頭に置き、医療の提供前には、医療の提供に係る情報を患者に説明を行い、患者・家族等の理解と納得を得た上で、同意の意思を確認する。説明時には図を用いるなど、患者・家族等に説明する内容が伝わるように工夫を行う。
3. 患者・家族等に説明を行った内容と、説明に対する患者・家族等からの質問や、反応、同意の意思の確認は医療紛争時に重要な証拠となるので、その都度、カルテに記録しておくことが重要である。
4. 死亡原因不明の場合には必ず A1 必要に応じて病理解剖を勧め、同意を得る努力をする。これらもカルテに記録を行う。
5. 不幸にして重大な医療事故が発生した場合には「アクシデント（医療事故）対応マニュアル」を参照の上、医師を中心として患者・家族等へ事実経過に基づいて誠意を持って説明を行うなど、対応をする。また、その対応については記録に残す。
6. 職員は日常より「医療事故防止マニュアル」を参照に、医療事故に繋がらない医療の提供のあり方についての認識を高めていくように努める。

令和3年6月1日 作成